

## 第6章 その他環境影響評価に必要な事項

### 6.1 都市計画対象事業に係る許可等の内容

都市計画対象事業を実施するにあたり、要することとされている許可等の内容は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 許可等の内容

| 項目                  | 根拠法令等          | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地区画整理事業の組合設立、施行の認可 | 土地区画整理法        | 土地区画整理法は、土地区画整理事業（都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業）に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定しており、健全な市街地の造成を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としている。<br>本事業は組合施行による土地区画整理事業であり、定款及び事業計画を定め、施行地区となる区域内の土地所有者及び借地権者のそれぞれ 3 分の 2 以上の同意（土地所有者及び借地権者の地積の合計についても 3 分の 2 以上）を得て、組合の設立について相模原市長の認可を得る必要がある。 |
| 都市計画決定              | 都市計画法          | 都市計画法は、都市計画区域の指定、用途地域の設定等により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。<br>本事業を施行する土地区画整理組合の設立にあたっては、都市計画に定める必要がある。                                                                                                                                                                                |
| 近郊緑地保全区域における行為の届出   | 首都圏近郊緑地保全法     | 大都市部の周辺において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、広域的な見地から緑地を保全する区域として指定され、一定規模以上の建築物などの工作物の新・改・増築、土地形質の変更、鉱物・土石の採取、木竹の伐採などを行う場合には、事前に相模原市長あての届出が必要である。<br>対象事業実施区域の一部には、近郊緑地保全区域が含まれるため、相模原市長に事前の届出を行う必要がある。                                                                                                      |
| 土壌汚染対策法に関する届出       | 土壌汚染対策法        | 土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護するため、3,000㎡以上の面積の土地の形質変更をしようとする者に対し、工事に着手する日の 30 日前までに県(又は政令で定める市)に届出を行う必要がある。<br>本事業の実施に伴い 3,000㎡以上の土地の形質変更を行うため、相模原市に届出を行う必要がある。                                                                                                               |
| 盛土規制法に関する認可         | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、当該工事を着手する前に相模原市長の認可を受ける必要がある。<br>対象事業実施区域は全域が宅地造成等工事規制区域に該当するため、工事着手前に相模原市長の認可を受ける必要がある。                                                                                                                                                                                  |

## 6.2 環境影響評価の受託者等

本事業に係る環境影響評価を代行した者、環境影響評価業務を受託した者（業務受託者）の名称及び所在地は、以下のとおりである。

本事業の環境影響評価手続は、「相模原市環境影響評価条例」第 43 条の規定に基づき、都市計画決定権者である相模原市が、事業者である麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理準備組合に代わって行う。

なお、環境影響評価手続に必要な業務は、相模原市が麻溝台・新磯野北部地区事業検討パートナー グッドマンジャパングループ代表 グッドマンジャパン株式会社に委託して行う。

（環境影響評価を代行した者）

名 称：相模原市

代表者：市長 本村 賢太郎

所在地：神奈川県相模原市中央区中央二丁目 11 番 15 号

（業務受託者）

名 称：麻溝台・新磯野北部地区事業検討パートナー（現在の業務代行予定者）

グッドマンジャパングループ代表 グッドマンジャパン株式会社

代表者：代表取締役 グレゴリー グッドマン

所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号